

# 予算常任委員会

令和4年6月15日（水）



## 予 算 常 任 委 員 会

定例会名 令和4年第2回定例会  
招集日時 令和4年6月15日(水) 午前10時開会  
招集場所 市役所 第3会議室

出席委員 10名

委 員 長	黒 木 のぶ子
副 委 員 長	加 川 裕 美
委 員	石 原 幸 雄
〃	柳 井 哲 也
〃	市 川 圭 一
〃	藤 田 尚 美
〃	守 屋 常 雄
〃	池 辺 己 実 夫
〃	甲 斐 徳 之 助
〃	北 島 登

欠席委員 なし

出席説明員

副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市 長 公 室 長	滝 本 仁
経 営 企 画 部 長	吉 田 将 巳
市 民 部 長	小 川 茂 生
保 健 福 祉 部 長	内 藤 雪 枝
教 育 部 長	吉 田 茂 男
広 報 政 策 課 長	植 田 英 子
経 営 企 画 部 次 長 兼 政 策 企 画 課 長	二 野 屏 公 司
創 生 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	椎 名 弘 文
財 政 課 長	糸 賀 修
市 民 部 次 長 兼 市 民 活 動 課 長	栗 山 裕 一
防 災 課 長	中 澤 久

保健福祉部次長兼 子ども家庭課長	飯 島 希 美
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
中央図書館長	斎 藤 正 浩

議会議務局出席者

書	記	椎 塚 幹 雄
〃		飯 田 晴 男
〃		椎 名 紗 央 里
〃		田 上 洋 子

## 令和4年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 予算常任委員会

議案第 26号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

議案第 28号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

午前9時58分開会

○黒木委員長 全員そろいましたので、ただいまより始めたいと思います。

予算常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は、

議案第26号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

議案第28号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

以上2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第26号令和4年度牛久市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第26号について提案者の説明を求めます。経営企画部次長兼政策企画課長。

○二野屏経営企画部次長兼政策企画課長 政策企画課の二野屏です。よろしくをお願いいたします。

議案第26号令和4年度牛久市一般会計補正予算（第1号）のうち、政策企画課が所管する部分につきまして御説明させていただきます。

まずは歳入となります。補正予算書8、9ページを御覧ください。

款19繰入金項1ふるさと基金繰入金目2ふるさと基金繰入金節1ふるさと基金繰入金の200万円となります。

内容といたしましては、令和3年度に牛久シャトー株式会社への支援といたしまして受けましたふるさと寄附金を、牛久シャトーワイン文化復活事業費補助金に充てるため、ふるさと基金繰入金の200万円を増額計上するものとなります。

次に、歳出となります。10、11ページを御覧ください。

款2総務費項1総務管理費目7企画費0107地方創生施策の調査研究をするの990万1,000円となります。この事業は、令和3年度の実績による国庫返還金990万1,000円を計上するものであります。

返還金の主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援事業の中小企業者等給付金事業で、約945万円の執行残が生じたためとなります。

説明は以上となります。

○黒木委員長 ほかに。創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 創生プロジェクト推進課椎名です。よろしく申し上げます。

私からは、創生プロジェクト推進課所管の補正の内容につきまして御説明いたします。

補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。

歳出予算のうち、款7商工費項1商工費目3観光費のうち、中事業コード0108牛久シャトーを利活用する事業、牛久シャトーワイン文化復活事業補助金200万円の予算計上です。

こちらは、令和3年1月に牛久シャトー株式会社への支援として頂きました、ふるさと牛久応援寄附金200万円につきまして、寄附を頂いた際の御意向を踏まえ、牛久シャトーのワイン文

化復活事業の補助金として交付を計画するものです。

牛久シャトーワイン文化復活事業補助金は、昨年度、前澤氏から頂きました、ふるさと寄附金500万円を牛久シャトーのワイン醸造に係る費用に対する補助金として支出をしておりますが、今回頂きました200万円につきましてもそのときの寄附と同様、牛久シャトーのワイン文化の復活につながるワイン醸造に係る費用に対する補助というふうに考えております。

以上です。

○黒木委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 財政課糸賀です。よろしくお願いいたします。

財政課所管の補正の内容につきまして、御説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

款19項2目1の財政調整基金繰入金につきましては、牛久市一般会計補正予算の予算調整の結果におきまして1,323万1,000円を財政調整基金から繰入れするものでございまして、これによりまして財政調整基金の残高見込額につきましては、22億3,027万6,000円となります。

以上でございます。

○黒木委員長 防災課長。

○中澤防災課長 防災課中澤です。よろしくお願いいたします。

市民部防災課所管について御説明をさせていただきたいと思っております。

補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

款9消防費項1消防費目4防災対策費0110新型コロナウイルス感染症自宅療養者を支援するのうちの需用費になります。

こちらにつきましては、6月までは予備費のほうで対応させていただいておりましたが、7月より事業化をし、対応するものでございます。

事業内容につきましては、新型コロナウイルス感染症陽性者の方のうち、自宅療養者の方で自力で食料を調達することが困難な方を対象としてございます。

内容としましては、5日分程度の食料を市職員が配達し支援するものでございます。

補正額につきましては、実績により一月およそ37万円程度の支出がございましたので、7月から3月までの9か月間で333万円を計上するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○黒木委員長 中央図書館長。

○斎藤中央図書館長 中央図書館斎藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、中央図書館担当箇所、債務負担行為の設定1件について御説明をいたします。

議案資料3ページ、第2表債務負担行為補正を御覧いただけますでしょうか。

新図書館システム構築業務及び賃貸借・保守業務。設定期間が令和5年度から令和9年度までの5年間。限度額が5,427万5,000円の債務負担設定でございます。

平成28年度に導入した現行の図書館総合システムが、本年9月末日でリース満了となること

から、システム更新を行うべく昨年度12月定例会で同債務負担の御承認をいただき、3月に指名競争入札を行いました。しかし、入札が不調となってしまったことから、改めて入札を行うべく再度債務負担の設定を行うものでございます。

なお、今回設定年度における限度額につきましては、12月議会で御承認いただいた額と変更はございません。

以上でございます。

○黒木委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○二野屏経営企画部次長兼政策企画課長 申し訳ありません。先ほど私の説明でふるさと基金繰入金項1と申し上げたんですけれども、項2の誤りですので、ここで訂正させていただきます。

申し訳ありませんでした。

○黒木委員長 ほかに説明ございませんか。

それでは、これより議案第26号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 おはようございます。

ふるさと基金のことで1つ基本的なことを確認を求めたいと思います。

この200万円でございますが、これは、何月何日、誰が寄附をされたのか、明確にしていたきたいと思います。

○黒木委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 広報政策課長植田です。お答えさせていただきます。

こちらなんです、日付が1月なんです、日本維新の会から200万円の寄附を受けました。

失礼いたしました。寄附申込受領日なんです、1月26日です。令和4年1月26日になります。

以上です。

○黒木委員長 石原委員。

○石原委員 今、特定の政党の名前が出たんですが、再度確認しますが、その政党名での寄附であったんですか。それとも政党の代表者の名前でされたんでしょうか。また、その寄附に対する申込みはいつあったんでしょうか。確認を求めます。

○黒木委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 では、お答えいたします。

失礼いたしました。日本維新の会から牛久市に寄附がありました。個人名ではございません。いつかというのが、1月26日に受け付けております。

以上です。

○黒木委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、申込みと寄附の振込があったのが同日ということの理解でよろしいんですか。

○植田広報政策課長 失礼いたしました。申込日が1月26日……

○黒木委員長 手を……広報政策課長。

○植田広報政策課長 失礼いたしました。申込日が令和4年1月26日。失礼いたしました。振込日が1月28日ということになります。

以上です。

○黒木委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、今、確認ができました1月26日の申込みで、1月28日に特定の政党から寄附があったと、こういうことなのですが、これは1つさらに確認なんですけれども、参議院の選挙が近く公示ということになります、これ法律的に、私素人なのでよく分からないんですが、その時期の寄附ということが法律的に選挙の告示の関係と特に問題がないのかどうか、その辺についてはどういうふうに考えているのか、お答えを求めたいと思います。

○黒木委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 では、お答えいたします。

公職選挙法の199条の2の規定によりまして、公職の候補者による寄附が禁止されておりますが、政党からの寄附であるため、この禁止事項に該当しないということで、法律上認められる寄附として受領しております。それは、期間も問題はないということで伺っております。

○黒木委員長 石原委員。

○石原委員 副市長、そのとおりでよろしいのでしょうかね。

○黒木委員長 副市長。

○滝本副市長 私も直接その文献を調べたわけではないんですけれども、党のほうの担当者、弁護士からの確認ではそういうふうに向っております。

以上です。（「以上です」の声あり）

○黒木委員長 それでは、質疑及び意見のある方、御発言願います。池辺委員。

○池辺委員 おはようございます。池辺です。よろしく申し上げます。

先ほど新図書館のシステムの構築についての御説明があったんですけれども、これは入札が不調になった理由を差し支えなければ教えていただきたいんですが。

○黒木委員長 中央図書館長。

○斎藤中央図書館長 6社による入札を行いました、うち5社により入札前に辞退届が提出されたため、入札が成立しなくなったことによるものです。

以上です。

○黒木委員長 池辺委員。

○池辺委員 今のでよく分かったんですけれども、その金額も変わらなくて入札をそれだけ辞退するというのには何か深い理由というのはあるんですかね。

○黒木委員長 中央図書館長。

○斎藤中央図書館長 辞退届を提出した5社に理由を伺いました。

うち1社については、今回の仕様書の中に、リース満了後に機器を撤去する際は、発注者立会いの下、磁気破壊もしくは物理破壊等データの復元が不可能な形にて実施することという仕様が

ございますが、それを実施できないという理由からでした。

しかし、ほかの4社については自社都合ということで、それ以上の明確な回答を得ることができませんでした。

以上です。

○黒木委員長 池辺委員。

○池辺委員 ということは、今のその5社以外で入札参加のところがあるということですかね。

○黒木委員長 中央図書館長。

○斎藤中央図書館長 委員おっしゃるとおり、辞退届が提出されなかったのが1社ということで、ただ入札に至っていないので、実際に札を入れたということではないです。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○黒木委員長 ほかに質疑、意見のある方。北島委員。

○北島委員 牛久シャトーワイン文化復活事業補助金200万円。これは具体的に何に使うのか。ワインの製造設備の一部になるんじゃないかなという想像はするんですが。

○黒木委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 ただいまの御質問ですが、今回の補助金の対象となる事業としましては、現在牛久シャトー株式会社のほうで計画しておりますワイン醸造用のタンク2基増設の計画がありまして、そちらに係る費用に対する補助として検討しております。

○黒木委員長 北島委員。

○北島委員 醸造用のタンクということですが、1つの設備だとその所有権の問題、どこで分離させられるか明確にできるものなのかどうか。それともう一つは、今言いました所有権は一体どこが持つのか。牛久市が持つのか、それとも今あった、使うと思われる牛久シャトー株式会社を持つのか。どうでしょうか。

○黒木委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 お答えします。

まず、所有権は明確に分かれるかという点ですが、こちら明確に分けることができます。ワイナリーを今、神谷傳兵衛記念館の1階から上から見ることはできるんですが、ワイナリーの機具というのは、醸造するときには各設備をホースで物理的につないでいるんですが、仕込みが終わった後というのは、それぞれの機具は単体で稼働しております。今回購入するタンクも既に同じサイズのもので2基ワイナリーの中にありますが、それは物理的に倒れたりしないように床に固定はしますが、仕込んだ後は発酵させる間というのは1基単体で動いているので、所有権を明確に分けることは可能です。

次に、誰の所有になるかという点ですが、昨年度、前澤氏からの寄附を受けたときにも牛久市からは牛久シャトー側に対して、牛久シャトー株式会社の資産になるものに牛久の補助金を充当することというのを条件としてまして、今回につきましてもタンクの購入は牛久シャトー株式会社が行うものですので、所有権は牛久シャトー株式会社のものとなります。

以上です。

○黒木委員長 よろしいですか。北島委員。

○北島委員 牛久シャトー株式会社の所有権と。そうしたら全部丸々シャトー株式会社へ寄附という、市を通じて寄附という形になりますね。これでいいです。

○黒木委員長 それでは、ほかに質疑。藤田委員。

○藤田委員 新型コロナウイルス感染症自宅療養者を支援するという事で、今まで何世帯の方に支援されてきたのか。

それと市民の方からなんですが、この支援を、このことを知らなかったということで、完治してからそういうふうに5日分頂けるということを知ったということで、こういう方たちへの周知はどのようにされているのか伺います。

○黒木委員長 防災課長。

○中澤防災課長 世帯数ということでございますが、令和3年度におきましては71世帯でございます。セット数、1人当たりを1セットとカウントをしていますが、71世帯で215セット。令和4年度4月、5月分ですと、こちらが世帯数が45世帯でございます。セット数が159セットになります。

また、周知の方法ですが、やはり漏れてしまっただけということがありましたので、当初、保健所の担当の方と打合せをさせていただきまして、牛久市在住の方である場合、保健所のほうからも市でそういったサービス、そういった支援を行っているという周知をしてほしいというのを文書でお伝えしております。また、電話でも協議をしておりますので、そちらのほうで周知をいただいております。それと同時に、市のホームページのほうにもそういった支援策、県でも行っておりますが市でも行っておりますということで掲載をさせていただいております。

以上になります。

○黒木委員長 石原委員。

○石原委員 すみません。今のコロナウイルスの支援の関係に関連して課長に1点お伺いしますが、素朴な疑問なんですけれども、コロナウイルス支援の担当窓口というか担当課がどうして防災課なのかということと、今後こういう感染症がまた発生した場合に、牛久市としての窓口というのはやはり防災課になるんですかね。その辺ちょっと明確にいただければと思います。

○黒木委員長 防災課長。

○中澤防災課長 お答えいたします。

まず、担当が防災課はなぜかということでございますが、こちらは皆さん御承知のとおり、保健センターのほうでワクチン接種で大変に仕事量が多くございまして、コロナ対策会議というのが市の中にございまして、その中で事務局を保健福祉部の健康づくりのほうと我々防災課のほうで担当しておりましたので、今回の支援に関しましては防災課のほうでやらせていただいております。

今後の感染症対策ということで、またそういったものが発生した場合ということに関しましては、そのときにまた再度改めて調整をさせていただきたいというように考えております。

以上です。

○黒木委員長 柳井委員。

○柳井委員 私も防災課に同じような思いでいたんですけれども、コロナ禍がこういうことで突然仕事ができただけなんですけれども、防災課でこのコロナ関連のこういう自宅療養者への支援という仕事が増えたわけなんです、全体の防災課の仕事のどのぐらいの割合、これは感覚でいいですよ、大ざっぱに。質と量あると思うんですけれども、どのぐらいの割合の仕事になっているのか。突然増えたわけですから。人員はそのままでやっているのかどうかも含めてお答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 防災課長。

○中澤防災課長 大変申し訳ありません。割合というのが非常に曖昧で申し訳ありません。感覚としてのお話になってしまいますが、第6波が非常に多く、3月の中旬から下旬にかけてですかね、このあたりが非常に支援の方が多くいらっしゃいまして、1日に多いときで五、六世帯、人数にすると20人程度の5日に相当するような食料の配達を市の職員で行いました。そのマックスでいったときに、人員は当然増やしたりはしておりませんので、現在いる職員のほうで対応したんですが、電話を受けてから品物を購入してお届けするまでには、やはり当然保健所のほうに陽性者であるという確認もしたり聞き取りなどもしたものですから、1件当たりが物資届けるまでにはやはり午前から午後にかかってしまうということ、時間があります。ただ、それも一番多いときでございますので、今月に入りましてからは今のところ6月はまだ支援物資の要請はゼロ件でございますので、その多いときと少ないときとを比べますと、なかなか割合というのもすみません、申し上げにくくて申し訳ないんですが、そういった形のお時間は要したと記憶しております。

以上です。（「人員」の声あり）

人員に関しましては、今いる職員だけで対応してございます。

○黒木委員長 柳井委員。

○柳井委員 一度ね、仕事の内容は聞いたように思っているんですけれども、食べ物とか日用品を持っていったりしているんだと思うんですが、その中で想定外の仕事とか頼まれたとか、例えば持って行って会わずに置いてくるんだと思うんですけれども、それをもう一度ちょっとお答えいただけたら。仕事をやっている内容を。

○黒木委員長 防災課長。

○中澤防災課長 まず事業の内容を簡単に御説明させていただきますと、まず対象の方、こちらは牛久市在住で新型コロナウイルスに感染して自宅療養をしている方でございます。茨城県においても同様の食料支援を実施しておりますが、その茨城県の支援を受けていない方の中で、近所に親族、知人などがいらっしゃらず、また、インターネットとかでも購入することができないと、食料の確保が困難であるという方が対象でございます。そういった方から電話で問合せがあった場合、まず該当するかどうか確認をさせていただいた上で、当然陽性者であるということを保健所に確認するものですから、個人情報の扱いも確認した上で保健所のほうに確認をさせていただきまして、5日分程度の食料を市の職員が購入しまして、それを玄関先までお届けする。玄関先

にお届けした時点でお電話をさせていただきます、玄関先に置いたので御使用になってくださいという旨をお伝えして職員が帰ってくるという形でございます。大まかにはそういった内容でございます。

以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑、御意見のある方ございませんか。加川副委員長。

○加川副委員長 それでは、歳出予算についてお伺いいたします。

総務管理費の地方創生施策の調査研究をする、こちら事業完了に伴う臨時交付金の国庫返還金ということでございますが、990万1,000円という額が非常に多いような感じがいたしまして、令和3年度の実績ですね。こちら件数、改めて中小事業者支援事業のどのくらいの利用があったのかということをお示しいただき、また、この返還金の背景、こちらについても御説明いただければと思います。

○黒木委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○二野屏経営企画部次長兼政策企画課長 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の令和3年度事業における発生した返還金でありまして、一番大きいものが先ほど申し上げた中小企業給付金事業で、こちらは新型コロナウイルス感染症に関するセーフティネット保証第4号というものを、その借入れを行った市内事業者に対して10万円を給付するという事業であります。

こちらに市で把握している認定者が389件あったんですけれども、そちらを対象に実施を行ったんですけれども、実際に申込みがあった件数が当初の見込みより少なく295件ということで、約94件が申請がなかったということで、これで事務費を除いてこの補助金だけで940万円の執行残が出たというのが主な原因となります。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上で議案第26号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第28号令和4年度牛久市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第28号について提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼子ども家庭課長。

○飯島保健福祉部次長兼子ども家庭課長 子ども家庭課の飯島です。よろしくお願ひいたします。

子ども家庭課所管の第2号補正の内容について御説明いたします。

まず初めに、事業の目的といたしまして、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものです。

それでは、歳出からお願いいたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

款03民生費項02児童福祉費目02児童措置費の0105低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給する事業で、4,705万2,000円を計上しております。

まず、職員手当等27万5,000円は、給付金事務に想定される職員の時間外手当でござい

ます。

次に、需用費5万3,000円は、通知書用のコピー用紙やチラシ用の色上質紙など消耗品の代金となっております。

役務費19万4,000円は、通知書の郵送代金と振込手数料でございます。

委託料253万円は、基幹システム改修費用となっております。

扶助費といたしまして4,400万円を計上しております。こちらは給付金の本体部分です。支給額は児童1人当たり5万円で880人を想定しております。

続きまして、同じく款03民生費項02児童福祉費目02児童措置費の0106低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金（その他世帯分）を支給する事業で5,011万1,000円を計上しております。

まず、職員手当等75万8,000円は、こちらも給付金事務に想定される職員の時間外手当でございます。

次に、需用費18万4,000円は、通知書用のコピー用紙やチラシ用の色上質紙など、こちらも消耗品の代金となっております。

11節の役務費166万9,000円は、通知書の郵送代金と振込手数料でございます。

委託料275万円は、基幹システムの改修費用となっております。

最後に、19節の扶助費としまして4,475万円を計上しております。こちらは給付金の本体部分です。支給額は児童1人当たり5万円で895人を想定しております。

なお、財源につきましては、どちらの事業も100%国庫補助金となりますので、6ページ、7ページの歳入を御覧ください。

款15国庫支出金項02国庫補助金目02民生費国庫補助金節2児童福祉費補助金に低所得のひとり親世帯生活支援特別給付金事業費補助金といたしまして、事業費分が4,400万円及び事務費分が305万2,000円となっております。

低所得のその他世帯生活支援特別給付金事業費補助金としまして、事業費分4,475万円と事務費分536万1,000円の予算計上となっております。

以上です。

○黒木委員長 ほかに執行部からの説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、これより議案第28号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で、議案第28号についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより、付託されました執行部提出議案につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第26号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、予算常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時39分閉会